

## 東北静脈経腸栄養研究会会則（2014/12/7 改訂）

### 第1条（名称）

本会は東北静脈経腸栄養研究会と称する。本会は日本静脈経腸栄養学会（JSPEN）の東北支部会とする。

### 第2条（目的）

本会は、臨床栄養学、輸液および代謝に関する研究とその臨床応用の進歩をはかることを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は次の事業を行う。

- 1 研究集会を年1回以上開催する。
- 2 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

### 第4条（会員）

本会の会員は、日本静脈経腸栄養学会に登録した勤務先が、東北地区にある日本静脈経腸栄養学会会員とする。ただし、勤務先の無い場合は、登録した居住地があり、学会費を納入した日本静脈経腸栄養学会会員とする。

### 第5条（入会）

本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て日本静脈経腸栄養学会事務局に申し込み、会員の承認を受けるものとする。

### 第6条（役員）

- 1 本会には次の役員をおく。

東北静脈経腸栄養研究会 会長：1名

日本静脈経腸栄養学会東北支部 支部会長：1名

世話人：若干名

監事：2名

- 2 会長は世話人会の議により選出される。
- 3 世話人は世話人会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 世話人は世話人会を構成し、会の運営に当たる。世話人会は役員を選任、当番世話人の選出、収支の決算および予算、その他の重要事項を審議決定する。

5. 世話人任期は原則として2年とし、再任は妨げない。
- 6 監事は本会の会計の監査を行う。
- 7 名誉会員は本会に特に功労のあった会員とする。

#### 第7条（研究集会）

研究集会は、当番世話人の責任において行う。

#### 第8条（経費）

研究会経費は、参加費、日本静脈経腸栄養学会からの援助金、寄付金などをもってこれに当てる。

#### 第9条（会計）

- 1 会計年度は7月1日より6月30日とする。
- 2 年会費は日本静脈経腸栄養学会へ納付されているものであり、本研究会としての会費は徴収しない。

#### 第10条（事務局）

本会の事務局は、東北大学大学院医学系研究科先進外科学分野におく。

#### 第11条（会則変更）

本会則の変更は、世話人会の議を経て行う事が出来る。